

知って  
おきたい

# みんなの年金ガイド

## 令和8年度分 国民年金保険料の 免除・猶予申請について

次回の年金相談は

**11月5日(木)です**

完全予約制となりますので、希望の方は下記役場窓口にて予約してください。

### ■保険料の納付が難しい場合は、納付免除・猶予の申請を行いましょ

7月1日から令和8年度分（7月1日から令和9年6月30日までの1年間分）の国民年金保険料免除・猶予申請の受付を開始しています。

保険料の未納期間は年金受給資格期間に反映されないの、「将来的に年金を受給できなくなる」「不慮の事故の際に障害年金や遺族年金を受給できなくなる」場合があります。

**保険料を納めることが難しい場合は、未納のままにせず免除・猶予申請を行ってください（免除・猶予が承認された期間は、保険料の後払いが可能です）。**

ただし、保険料の免除・猶予を受けるためには、所得要件がありますので、前年中の本人の所得や配偶者・世帯主の所得により、免除・猶予とならない場合もあります。

詳しくは、函館年金事務所まで問い合わせください。

#### 【申込先】

八雲町役場住民生活課社会係、熊石総合支所住民サービス課戸籍保険係、落部支所

**マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからスマートフォンで24時間いつでも電子申請できます。**

#### 【必要書類】

- ①マイナンバーカードもしくは、基礎年金番号通知書・年金手帳・ねんきん定期便など基礎年金番号のわかるもの
- ②来庁する方の本人確認書類（顔写真がないもの場合は、2点ご用意ください）
- ③退職による申請の場合は、ハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」、勤務先から交付される「離職票」などから1点

「免除」や「納付猶予」、「未納」の違いは以下のとおりです。

	老齢基礎年金		遺族基礎年金や障害基礎年金
	受給資格期間に反映	年金額に反映	受給資格期間に反映
納付	○	○	○
全額免除	○	○（一部反映）	○
一部納付	○	○（一部反映）	○
納付猶予	○	×	○
未納	×	×	×

#### ● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

ねんきんダイヤル	・請求手続きや届け出など	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など（国民年金課） ・障害年金の請求手続きなど（お客様相談室）	☎0138-31-9086 ※アナウンスに従いおかけください。
住民生活課社会係	・年金相談の受付など（役場窓口）	☎0137-62-2112

番号のかけ間違いにご注意ください